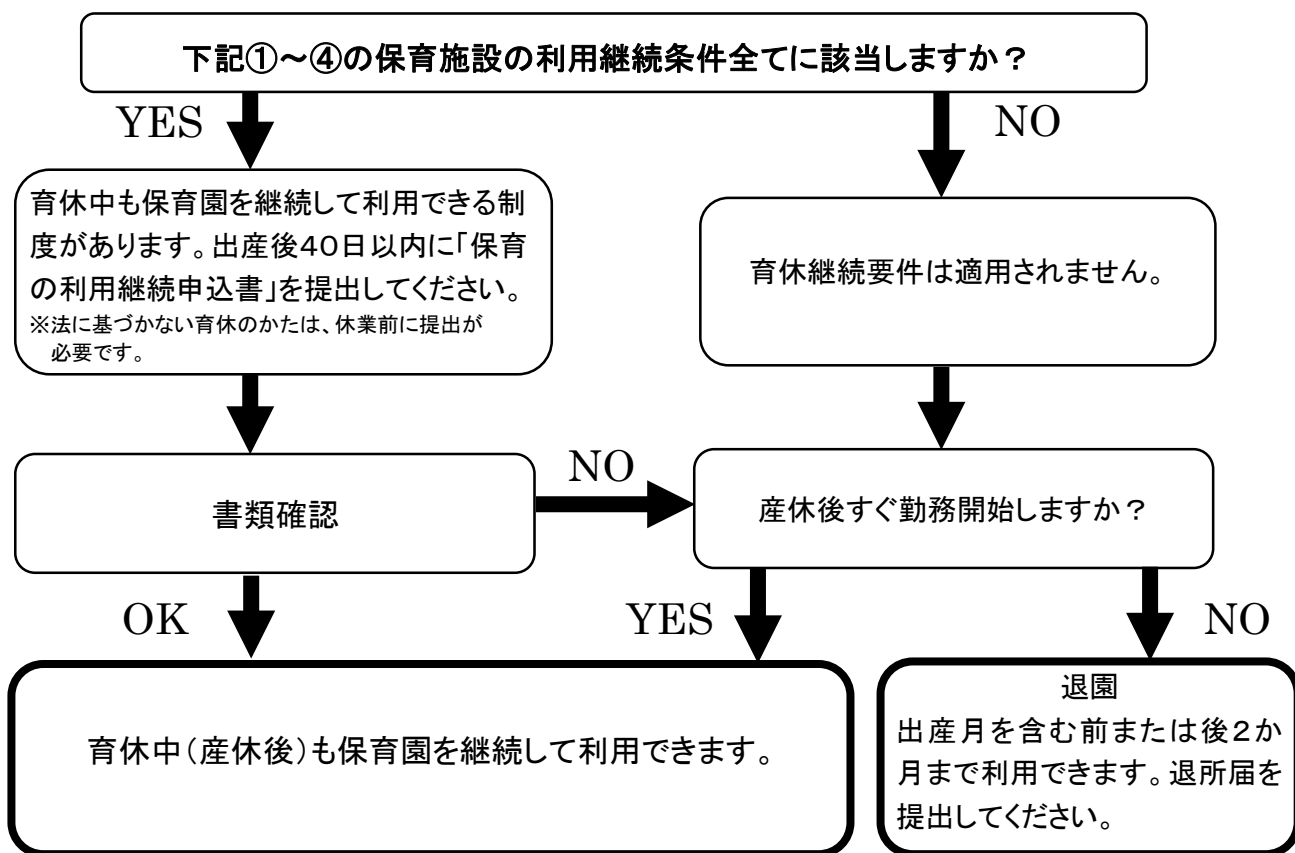


今後新たに妊娠・出産の予定がわかった場合のお手続きについて

①手続きの流れ

妊娠・出産予定がわかったら、まずは、「出産後の保育施設の利用について」及び出産予定日のわかる書類（母子健康手帳のコピーなど）を出産予定日の3か月前までに、子ども総合窓口へ直接提出してください。（豊川・止々呂美支所での受け付けはしていません。）

出産後、育児休業中の保育園の利用については、下記のフロー図で確認のうえ、必要な書類を提出してください。



<保育施設の利用継続条件>

- ①保育料を納期限内に支払い、今後も保育料を納期限内に完納するかた
※保育施設利用継続の決定後、保育料の納付が滞った場合、その時点で退園となる場合があります。
- ②同じ職場に復職するかた（復職とは、保育要件を満たした実労働を伴う復職のことをいいます。）
※退職するかたや、転職するかたは、対象となりません。
※育児休業中に退職することが決まり、復職しない場合は、その時点で退園となります。
- ③事業主と雇用契約があるかた
※自営で就労されているかたは育児休業がないため、対象となりません。
- ④保育施設に入所してから就労の実績があるかた
※新規で保育施設に入園されて、すぐに育児休業を取得されるかたは対象となりません。

②出産に伴う保育の利用について

保育施設を利用中に産まれる場合、保育要件を〔就労〕から〔出産〕に切り替えることで、出産月を含む前または後2か月は保育施設を利用することができます。

様式「出産後の保育施設の利用について」に出産予定日のわかる書類（母子健康手帳のコピーなど）を添えて出産予定日の3か月前までに提出してください。退園される場合は、退園月の5日までに「退所届」を保育幼稚園利用室（子ども総合窓口）に提出してください。（様式は保育施設にあります。）

● 出産月を含む2か月の考え方（例）

10月に出産予定で9月まで就労する場合→10月と11月が出産要件月（11月末で退園）

10月に出産予定で8月まで就労する場合→9月と10月が出産要件月（10月末で退園）

③育児休業取得中の保育施設の利用継続について

育児休業を取得し、復職が確約されている場合、復職時の保育の場の確保と入園している児童の環境の変化に配慮して、育児休業中も保育の利用を継続できる制度があります。（育児休業中は保育短時間認定となります。）ただし、利用継続の可否については表面の条件に該当する保護者の申請を受け、待機児童の状況や保育施設に入園してからの就労の実績などをもとに決定します。（状況に応じて許可できない場合があります。）妊娠がわかった時点で、保育幼稚園利用室に報告のうえ、出産予定日の3か月前までに「出産後の保育施設利用について」を提出してください。また、出産後に育児休業取得期間を記載のうえ、速やかに「保育の利用継続申込書」等を提出してください。「保育の利用継続申込書」の提出がない場合、育児休業取得中の保育施設の利用継続を認定できません。

※ 育児休業中の利用継続期間は、最長で出産した子どもが満2歳になる誕生月の月末までの2年間です。

期間内に復職できない場合は退園となります。

※ 年度途中は、入園できないことも想定されます。

そのため、比較的受け入れ枠の多い4月入園申込をご検討ください。

※ 特別な事情なく保育幼稚園利用室にご報告がなかったり、書類の提出をせずに育児休業中に保育施設を利用した場合、今後の保育施設の入園選考において勘案させていただきます。

【担当窓口及び書類の提出先】

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

子ども総合窓口（市役所別館2階）

電話：072-724-6791 FAX 番号：072-721-9907